

お客さま各位

「デビットカード取引規定」の改定について

2023年7月吉日

東山口信用金庫

当金庫は、デビットカード取引規定を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。
なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも改定後の規程が適用されます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

改定後のデビットカード規定は、当金庫ホームページキャッシュカード規定の中に掲載しておりますので、ご確認ください。

記

1. 改定日

2023年9月1日（金）

2. 改定する規程

デビットカード取引規定

3. 改定内容

デビットカード取引規定の主な改定事項は下記のとおりです。

第1章 ・デビットカード取引 ・デビットカード取引 契約等	・名称・組織の変更に伴い、日本デビットカード推進協議会から日本電子決済機構に名称を変更。 ・加盟店契約、組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが加盟店で利用できない場合があることについて規程に追加。 ・デビットカード取引が成立したときは、加盟店銀行・直接加盟店または任意組合その他機構所定の者に対する売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁放棄の意思表示が必要なことについて規程に追加。
第2章 ・キャッシュアウト取引	・キャッシュアウト加盟店でのキャッシュアウトデビット取引の取扱開始に伴い、規定に追加
第3章 ・公金納付	・デビット取引による税金等の支払い取扱開始に伴い、規程に追加。

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

